

令和元年度 事業計画

近年、いわゆる所有者不明土地（不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、また、判明しても連絡がつかないため、所有者を特定することが困難となっている土地）の存在が、各種の公共事業の用地取得や災害の復旧・復興事業の実施等、様々な場面で問題となっております。所有者不明土地の要因については、相続登記未了があり、相続登記の義務化についても検討が進められています。他の要因として所有権の登記がない一筆の土地のうち、登記記録の表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部または一部が正常に登記されていない表題部所有者不明土地の存在があり、その解消に向けては土地家屋調査士も関与したうえで具体的な作業が進められる予定であり、適正な情報収集、発信に努めてまいります。

一方で登記所備付地図の整備の重要性は益々高くなっており、土地家屋調査士による「地図づくり」への参画を従来どおり推進してまいります。「地図づくり」への参画推進に向けた活動の裏付けには土地家屋調査士の資質向上、業務処理能力の向上は必要不可欠であると考えております。まずは、資質向上の土台となる土地家屋調査士倫理に関する研修会を実施します。加えて全面改訂された土地家屋調査士調査・測量実施要領に関しても、その実践徹底に向けた啓発に努めてまいります。研修会の充実においては、受講機会均等を目的に導入した同時配信システムの一層の活用についても進めてまいります。

オンライン登記申請については、導入予定の「資格者代理人方式（完全オンライン化）」を見据えたオンライン登記申請の利用促進を図ると共に、本年度より順次更新年を迎えることとなる土地家屋調査士電子証明書の手続きについて円滑に行われるよう啓発に努めます。

広報活動では、次世代の担い手である若年層への制度広報も不可欠であると考えており、会員事務所でのインターンシップ学生受入れ、大学等での寄付講座への講師派遣等を通じたこれまでの制度広報は勿論、市民へのPRとして本会ウェブサイトのリニューアルを行います。

筆界特定制度については、土地家屋調査士が筆界調査委員、申請代理人としてその専門性を活かして関与することで広く社会に認知される制度となりましたが、制度の根幹を担う筆界調査委員の充実に向けた取組みとして研修等を実施してまいります。

境界問題相談センターひょうごについても、着実に実績を積み上げているところではありますが、社会的認知度向上を目的とした広報活動を行ってまいります。

本会会務運営については、適正かつ効率的な運営を念頭に進めると共に、特別会費制度の廃止及びそれに伴う会費の見直しについてスムーズな移行がなされるよう周知・啓発に努めてまいります。

2020年は土地家屋調査士制度制定70周年という区切りを迎えることから、この機会を土地家屋調査

士制度PRに繋げるべく、記念事業実施に向けた企画を立案してまいります。

本年度も土地家屋調査士の社会的責務を念頭においた諸事業を計画実施し、地位向上を図ってまいりますので、会員各位におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

総務部・制度対策室・苦情処理委員会

1 品位保持及び事故防止のための指導並びに連絡

- 土地家屋調査士法その他関係法令の遵守徹底を図ります。
- 会則の遵守、土地家屋調査士調査測量実施要領、倫理規程の実践徹底を図ります。
- 戸籍謄本等職務上請求書用紙の厳正な取扱い及び管理の励行を図ります。
- 日常業務に関する情報の迅速な伝達に努めます。
- 個人情報保護に関する方針に基づき、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。
- 会員の業務に対する苦情等を適切に処理し苦情の状況に応じて倫理指導を徹底し事故防止に努めます。

2 本会業務執行体制の整備・充実

- 会務の円滑化のため、迅速かつ適切な業務執行に努めます。
- 会員数の減少による今後の組織運営、支部のあり方について検討を行い、効率的な会務ができるよう努めます。
- 事務局業務の円滑な運営に努めます。
- グループウェアの有効活用に努めます。

3 非土地家屋調査士対策

- 非土地家屋調査士活動の監視を強化し、その防止に努めます。

4 関連団体との連携強化

- 土地家屋調査士関連団体との連絡協議会を開催し、制度の充実に向けた情報交換及び連携強化を図ります。
- 神戸地方法務局、兵庫県司法書士会との三者協議会を通じて不動産登記制度に関する諸問題等について協議を行います。

5 情報の収集

- 日本土地家屋調査士会連合会、近畿ブロック協議会との情報共有の充実に努めます。
- 10士業による自由業団体連絡協議会を通じて情報収集を行います。
- これまで連携のなかった団体（不動産鑑定士協会等）について情報収集を行い、業務提携の可能性を模索します。

6 危機管理体制の整備、充実

- 災害発生時の対応に向けた情報収集を行います。
- 危機管理体制の充実、強化を図ります。

7 会館の適正管理、有効活用

- 中長期的な修繕計画の制定及び修繕計画に基づき実施する修繕に関する精査を行います。
- 会議、研修会における会館の有効活用を図ります。

8 その他

- 更新研修制度の研究、検討を行います。
- 会員業務に資する目的で日本加除出版が運営する先例・通達、図書閲覧等がインターネット上で行えるシステムであるリーガルガーデンの活用促進を図ります。
- 会員手帳を製作して会員に配布します。

財 務 部

- 1 予算の適正かつ効率的な執行に努めます。
- 2 会費及び特別会費の公正かつ効率的な徴収を行います。
- 3 会費未納者に対する延滞金徴収実施に向けた検討を行います。
- 4 共済制度の適正な運用を図ります。
- 5 親睦事業を開催します。
- 6 連合会が行う親睦事業に協力します。
- 7 支部が行う親睦事業に対する助成を行います。
- 8 会員の健康診断に対する助成を行います。
- 9 会員に対して国民年金基金への加入勧奨を行います。

業 務 部

- 1 調査士業務の指導・連絡及び業務改善に関する企画立案、業務関連法規等に関する調査及び研究
 - 表示登記研究会・連絡会を実施します。
 - 報酬、業務委託契約に関する研究、指導、普及を行います。
 - オンライン登記申請に関する情報提供、指導・普及・分析を行います。
 - 調査・測量実施要領の改定に伴い研究、指導を行います。
 - 境界鑑定業務に関する研究及び指導を行います。
 - 不動産登記規則第93条報告書に関する研究、指導を行います。
 - 業務関係法規等についての研究、指導、啓発を行います。
- 2 調査士業務に関する情報の管理及び研究
 - 基準点管理システムの研究、管理を行います。
 - 関係官庁とのデータ共有及び情報収集に努めます。
 - 収集したデータの適正な管理、運営及び開示を行います。
 - 街区基準点等の利用と報告について各市町との連携に努めます。

3 その他調査士業務関連事業

- 地籍問題研究会に参加し情報収集を行います。
- 変則型登記に関する研究及び指導を行います。
- 道路内民有地がはらむ諸問題の研究を行います。

広 報 部

1 土地家屋調査士の広報に関する事項（制度広報事業）

- 外部メディアを利用した制度広報に取り組みます。
- 各支部の無料登記相談会をはじめ、支部が開催する制度広報事業を支援します。
- 学生向けインターンシップ事業を行います。
- 生徒児童向けの講座・職業紹介など、幅広い層の認知度向上に努めます。
- 効果的な広報に関する研究を行います。

2 会報の編集及び発行に関する事項（会報誌発行等）

- 「調査士 兵庫」を年2回発行します。
- ミニ会報誌「HYOGO+PLUS」を毎月発行します。

3 情報の収集及び発信に関する事項（ウェブサイトとSNSの活用）

- 公式サイト、公式 Facebook ページにて逐次情報を更新します。

4 製作グッズに関する事項

- 2020年版カレンダーを製作し、購入希望者に頒布します。
- 兵庫会オリジナル広報グッズを製作します。

研 修 部

1 土地家屋調査士研修制度実施要領に定める中長期的研修について、時勢により要望とされる研修を効率的に効果的な手段により実施します。

2 関係法令、制度等の変更に伴い必要となる研修会について、各部・委員会と連携した研修会を実施します。

3 14条地図作成、地籍調査等事業に参画できるよう測量技術の向上を図るため測量研修会を実施します。

4 新入会員対象の研修会を実施します。

5 境界問題相談センターひょうごにおける手続き及び制度理解、並びに手続き実施者の能力向上に向けた研修を実施します。

6 土地家屋調査士CPD制度の効果的な活用に向けた研究を行います。

社会事業部

- 1 境界問題相談センターひょうごの活動を支援します。
- 2 筆界調査委員の資質向上に向けた活動を行います。
- 3 公共嘱託登記等の受託推進に向けた活動を行います。
- 4 地籍調査、法14条地図等作成作業に関する活動を行います。
- 5 災害支援、防災について活動を行います。
- 6 空き家問題対策についての活動を行います。
- 7 社会貢献に関する活動支援を行います。

技術対策委員会

- 1 測量技術（新人及び経験者向け）に関する指導を行います。
- 2 登記基準点の設置及び認定に関する指導を行います。
- 3 最新の測量技術に関する研究・指導を行います。

周年事業検討PT

- 1 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の実施について研究、検討を行います。

境界問題相談センターひょうご

- 1 センターの利用促進につながる効果的、且つ、効率的な運営を行います。
- 2 関与構成員のスキルアップ、会員への制度説明に向けた研修を計画します。
- 3 利用促進に繋がる広報活動を行います。